

一般事業主行動計画

子育てを行う労働者等の職業生活との両立を支援するための雇用環境の整備を行う為、次のように行動計画を作成する。

1. 計画期間 平成30年8月1日から平成32年7月31日までの2年間

2. 内容

目標 安心して育児休業を取得できるように「労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知」をする。

(計画) 平成30年7月 稟議書を作成し社長及び役員に回覧。

平成30年8月 育児休業の申出書に対しての育児休業取扱通知書に明確に提示する。

平成31年3月 実施の現状確認をする。